

学校事故対応に関する指針【改訂版】

はじめに

文部科学省は、平成26年度に「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、学校管理下での事件・事故・災害における学校及び学校の設置者の対応に係る調査、学校の危機管理の在り方や再発防止を含む事故を未然に防ぐ取組、第三者委員会等による調査組織の必要性や在り方等についてヒアリングを行った上で、平成28年3月に「学校事故対応に関する指針（以下、「指針」という。）」を策定しました。

その後、指針を踏まえた取組が各地で進められる中で、策定から約6年が経過した令和4年3月25日に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」においては、被害児童生徒等及びその家族への配慮した支援が十分に取られていないと考えられる事案があることや、死亡事故に関する国への報告がなされていない事案も見られることを指摘した上で、指針策定当初に想定していた取組について実効性を高める観点から、指針改訂等の措置について早急に検討を開始する必要性あることが示されました。

こうした状況を踏まえ、令和4年度には文部科学省に「学校安全の推進に関する有識者会議」を設置し、指針の見直しに向けた検討を開始しました。令和5年度には前年度の議論を引継ぎ、指針改訂に向けた専門的な議論を進めるため「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」を同有識者会議の下に設置し、学校の設置者等へ学校事故対応に関する実態調査やヒアリング等を実施しつつ、指針の実効性を高めるための検討を重ね、令和6年3月、指針（改訂版）を取りまとめました。

学校の危機管理の目的は、児童生徒等や教職員の生命や心身等の安全を確保することにあります。学校において、児童生徒等が生き生きと学習や運動等の活動を行うためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが最優先されるべき不可欠の前提です。しかし、学校の管理下における様々な事故や不審者による児童生徒等の切りつけ事件、自然災害に起因する死亡事故など、全国の学校においては、重大事件・事故災害が依然として発生しています。

学校の管理下において事件・事故災害が発生した際、学校及び学校の設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止などの取組が求められます。

この指針（改訂版）では、これまでの重大事故等を踏まえた未然防止や事故発生に備えた事前の体制整備等の取組、被害児童生徒等及びその家族への配慮した支援、事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告等の実効性を図るため、記述の充実を図るとともに、学校や学校の設置者、都道府県等担当課において、当該指針を参考に着実な実施を進めていくためのチェックリストを備えています。

学校、学校の設置者、都道府県等担当課においては、それぞれの実情を踏まえつつ、本指針を踏まえ、事前の体制整備、事故発生時の対応、連絡系統の確認など事故対応に関する共通理解を十分に図っていただき、適切な対応をお願いします。

文部科学省においても、各学校や学校の設置者、都道府県等担当課と連携しながら、児童生徒等が安全に安心して学習できる環境の確保に取り組んでまいります。

令和6年3月